

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松本市	新村地区 (上新東、上新西、根石、安塚、山王、南新中、南新東、東新、北新中、北新南、北新西、北新東、下新南、下新北)	令和3年1月7日	令和4年7月20日

1 新村地区の現状

地区内の耕地面積(市街化区域、再生利用が困難な区域を除く)	279.0	ha
アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	224.0	ha
アンケート調査時の地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	130.1	ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	50.3	ha
うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	30.5	ha
地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	77.8	ha
(備考)		

注1: の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 新村地区の課題

- ・アンケート結果では現状維持を表明している農家7割だが、高齢化により経営規模縮小を望む農家は増えている。
- ・構造改善未実施水田は住宅地と隣接し、形状が悪いため農地利用に不利益となる。
- ・稲作(土地利用型農業)での収入を得るには経営面積を確保する必要がある。
- ・機械利用組合はオペレーターの育成が急務になっている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 新村地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>個人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の水田利用は、個人では認定農業者、人・農地プラン担い手登録者を核として行なう。 ・野菜、花卉等の畑地利用は既存の栽培者と新規栽培希望者が担う。
<p>集落営農</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の水田利用は、機械利用組合を核として集落営農を行なう。
<p>農業法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の水田利用は、既存の3法人を核として行なう。 ・新たな法人組織の育成に努める。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>人・農地プラン実質化基本事項</p> <ul style="list-style-type: none">・新村地区内の水田利用は新村地区農業再生協議会で米の生産数量目安値により米の適正生産方針を決定し、新村営農組合で農作業の受託、農業の共同化等の実務を担う。
<p>情報交換会の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・認定農業者、人・農地プラン担い手登録者による情報交換会を開催し、農地の利用集積を行なう。・各経営体の作業効率向上を目指し、農地の集約を検討する。
<p>集落営農・農業法人の育成</p> <ul style="list-style-type: none">・既存の経営体だけでは地区内農地の集積は困難な状況向えるため、農業生産法人の育成を行なう。
<p>生産基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・構造改善未実施農地・不正形農地の圃場整備を検討し遊休化防止に努める。・農業、農村環境を保全するために地区内組織の連携により地域活動を行なう。